

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町（以下「秩父地域」という。）の小規模林業者等が行う森林整備を促進し、秩父地域の民有林の健全な状況を維持し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図るため、予算の範囲内において秩父地域小規模林業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表1のとおりとするほか、秩父地域森林林業活性化協議会会長（以下「会長」という。）が認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が適当でないと認める者は、補助対象者といふものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、次の各号に掲げる補助対象事業ごとにそれぞれ同号に定める様式に必要書類を添付して、会長に提出しなければならない。

- (1) 森林整備事業 様式第1－1号
- (2) 林業安全対策事業 様式第1－2号
- (3) 小型林業機械支援事業 様式第1－3号

(交付決定等)

第5条 会長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは次の各号に掲げる補助対象事業ごとにそれぞれ同号に定める様式により、補助金を交付すべきでないと認めたときは秩父地域小規模林業者等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）によ

り当該申請者に通知するものとする。

(1) 森林整備事業 様式第2－1号

(2) 林業安全対策事業及び小型林業機械支援事業 様式第2－2号

2 会長は、前項の規定による交付決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更交付決定等)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該申請の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、次の各号に掲げる補助対象事業ごとにそれぞれ同号に定める様式を会長に提出しなければならない。

(1) 森林整備事業 様式第4－1号

(2) 林業安全対策事業 様式第4－2号

(3) 小型林業機械支援事業 様式第4－3号

2 会長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは次の各号に掲げる補助対象事業ごとにそれぞれ同号に定める様式により、適当でないと認めたときは秩父地域小規模林業者等支援事業補助金変更不交付決定・中止不承認通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

(1) 森林整備事業 様式5－1

(2) 林業安全対策事業及び小型林業機械支援事業 様式5－2

(実績報告)

第7条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日まで又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる補助対象事業ごとにそれぞれ同号に定める様式に必要書類を添付して、会長に提出しなければならない。

(1) 森林整備事業 様式第7－1号

(2) 林業安全対策事業 様式第7－2号

(3) 小型林業機械支援事業 様式第7－3号

(補助金額の確定)

第8条 会長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、現地調査等により速やかにその内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金額を確定し、次の各号に掲げる補助対象事業ごとにそれぞれ同号に定める様式により補助決定者に通知するものとする。

(1) 森林整備事業 様式第8－1号

(2) 林業安全対策事業及び小型林業機械支援事業 様式第8－2号

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに秩父地域小規模林業者等支援事業補助金請求書（様式第9号）を会長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第10条 補助金の概算払を受ける必要がある補助決定者は、秩父地域小規模林業者等支援事業補助金概算請求書（様式第10号）に会長が必要と認める書類添えて会長に請求しなければならない。

2 会長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の概算払をすることが適当であると認めたときは、当該補助金決定額の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 会長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第2条・第3条関係）

事業	事業区分	事業概要	補助対象者	補助金の額	補助対象経費
森林整備事業	間伐事業	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積であつて、伐採率を本数で30パーセント程度又は20パーセントを標準とするもの。	森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林であつて、秩父地域内に森林を所有する者又は秩父地域内に森林を所有する者から森林整備の委託を受け、次のいずれにも該当する森林の間伐をする者。 (1) 秩父地域にある森林 (2) 過去5年以内に森林整備が行われていない森林	事業実施面積1ヘクタール当たり本数で伐採率が30パーセント程度の場合は150,000円、20パーセントの場合は100,000円（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）	補助対象事業に要する経費

	枝打ち事業	林木の枝葉を除去する事業であって、枝打ち高2メートル以上、かつ、枝打ち後の枝下高が3メートル以上であり、原則、間伐事業を伴う場合は事業実施区域内の全ての林木で、間伐事業を伴わない場合は3分の2以上の林木で行うもの。	森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林であって、秩父地域内に森林を所有する者又は <u>秩父地域内に森林を所有する者から森林整備の委託を受け、秩父地域にある森林の枝打ちをする者。</u>	事業実施面積1ヘクタール当たり150,000円(1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)	補助対象事業に要する経費
	森林作業道事業	森林整備又はきのこ原木の搬出を目的とする埼玉県森林作業道作設指針に適合する作業道の開設、改良であって、幅員2.5メートル程度のもの。	森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林であって、 <u>秩父地域内に森林を所有する者又は秩父地域内に森林を所有する者から森林整備の委託を受け、秩父地域にある森林の作業道の開設又は改良をする者。</u>	開設、改良した森林作業道1メートル当たり2,000円(1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)	補助対象事業に要する経費

	<u>除伐事業</u>	<u>下刈りが終了した林分において行う不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰</u>	<u>森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林であって、秩父地域内に森林を所有する者又は秩父地域内に森林を所有する者から森林整備の委託を受け、秩父地域にある森林の除伐をする者。</u>	<u>事業実施面積1ヘクタール当たり150,000円（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）</u>	<u>補助対象事業に要する経費</u>
	<u>ぼう芽整理事業</u>	<u>天然林等で行う優勢ぼう芽以外を除去するもの</u>	<u>森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林であって、秩父地域内に森林を所有する者又は秩父地域内に森林を所有する者から森林整備の委託を受け、秩父地域にある森林のぼう芽整理をする者。</u>	<u>事業実施面積1ヘクタール当たり150,000円（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）</u>	<u>補助対象事業に要する経費</u>

	境界 確認事業	<p>森林所有者界を杭等により明らかにするもの。杭等間距離は、概ね40メートル以内であること。</p> <p>森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林であって、秩父地域内に森林を所有する者又は秩父地域内に森林を所有する者から森林整備の委託を受け、次のいずれにも該当する森林の境界を確認する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 秩父地域にある森林 (2) 過去5年以内に森林整備が行われていない森林 	<p>事業実施面積1ヘクタール当たり10,000円（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）</p>	補助対象事業に要する経費
	境界 測量事業	<p>森林整備事業（境界確認事業）に加え、森林所有者界の周囲測量を、デジタルコンパス、UAV等で行うものであるもの。簡易トランシット又はデジタルコンパス等による場合、測点間距離は、概ね40メートル以内とし、閉合比は概ね100分の1以内とするものであること。</p> <p>森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林であって、秩父地域内に森林を所有する者又は秩父地域内に森林を所有する者から森林整備の委託を受け、次のいずれにも該当する森林の測量をする者。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 秩父地域にある森林 (2) 過去5年以内に森林整備が行われていない森林 	<p>事業実施面積1ヘクタール当たり30,000円（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）</p>	補助対象事業に要する経費
林業 安全		林業者の安全確保を図	秩父地域内に在住の林業者又は2分の1以内（1,000円）	別表2に掲げる安全

対策事業		ることを目的に、安全装備品及び安全機械器具を購入するもの。	秩父地域に主たる事業所を有する林業事業者。	未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)。上限20万円。	装備品及び安全機械器具の購入費。
小型林業機械支援事業		施業の効率化等を図ることを目的に、小型林業機械をリース又はレンタルするもの。	秩父地域内に在住の林業者又は秩父地域に主たる事業所を有する林業事業者。	<u>4分の3以内</u> (1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)。上限60万円。	<u>別表3に掲げる林業機械のリース料(当該小型林業機械の月の稼働日数が当該月の半数を超えて稼働した月数を基礎として、月割りによって計算するものとする。)</u> 又はレンタル料(機械運搬費(レンタルの開始時及び終了時のものに限る)及び補償料を含む。)

別表2（別表1のうち林業安全対策事業関係）

記号	対象商品の分類	分類の定義	選定基準
1	チェンソー防護ズボン	チェンソー作業時に着用するズボン及びその付属品（サスペンダー、延長ベルト等）	Class1 ^{*1} またはClass1準拠 ^{*2} 以上
2	チェンソー防護チャップス	チェンソー作業時に着用するチャップス	Class1またはClass1準拠以上
3	チェンソー防護ブーツ	チェンソー作業時に着用するブーツ	Class1またはClass1準拠以上
4	安全靴 安全長靴 安全地下足袋	チェンソー作業時以外に使用する履物	安全靴は、JIS規格S種またはJSAA規格を取得しているもの
5	林業用ヘルメット	作業用ヘルメットとして、バイザー・イヤマフ・アゴ紐がセットになったもの	厚生労働省が定める、飛来・落下物用安全帽（保護帽）の検定合格品
6	林業用手袋	林業向けの手袋	振動軽減機能や耐切創機能等の付加機能を備えたもの
7	林業用ジャケット	林業向けのジャケット	高視認性や耐切創機能等の付加機能を備えたもの（レンウェアは対象外）
8	空調服	熱中症防止のためのファン付ジャケット	同左。バッテリー等付属品のみの購入は不可。
9	その他身体保護具	上記以外で、刃物類から身体を保護する用品（脚絆、腕カバー等）、落下防止器具（案全帶等）	同左
10	防虫・防獣用品	虫や獣等の被害から身を守るための用品（ポイズンリムーバー、ハチ防護服、ハチ除けスプレー、救急セット等）	同左
11	かかり木処理器具	かかり木処理に利用するフェリングレバーや木回しベルト等	同左

*1 欧州の安全認証（EN381-5）において、秒速20mで回転するソーチェンが接触した際、瞬時に回転を止める機能を有する防護服に与えられる認証。

*2 欧州の安全認証（EN381-5）に沿って性能試験を実施し、秒速20mで回転するソーチェンが接触した際、瞬時に回転を止める機能を有するもの。

別表3（別表1のうち小型林業機械支援事業関係）

林業機械名	仕様
グラップル	バケット容量0.25立法メートル以下
バックホウ	バケット容量0.25立法メートル以下
林内作業車	積載容量2トン以下
フォワーダ	積載容量4.0トン以下
トラック	クレーン付きを含む。ただし、積載容量2トン以下
ザウルスロボ	アタッチメントのみとし、ベースマシンはバケット容量0.25立法メートル以下
その他	会長が適当と認めたもの

様式第1-1号(第4条関係)

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金（森林整備事業）交付申請書

年　月　日

秩父地域森林林業活性化協議会会長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号
e-mail

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金の交付を受けたいので、秩父地域小規模林業者等支援事業補助金交付要綱第4条の規定により次のとおり申請します。

1 補助対象内容

所在地	林小班	事業内容			
		樹種	林齢	見込面積	補助対象事業名
				ha	
				ha	

※ 補助対象事業名欄は、別表1の事業区分から記載してください。

※ 作業道事業の場合は、見込面積欄には距離（m）を記載してください。

2 補助対象経費

補助対象事業名	森林整備面積	補助対象経費(事業金額)
	ha	円
	ha	円
合計	—	円

※ 最寄りの森林管理道及び隣接所有者を記載した森林整備位置図及び現況写真を添付すること。

※ 森林整備届出書を添付すること。

様式第1-2号(第4条関係)

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金（安全対策事業）交付申請書

年　月　日

秩父地域森林林業活性化協議会会長　様

申請者　住　所

氏　名

印

電話番号

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金交付要綱の交付を受けたいので、秩父地域小規模林業者等支援事業補助金交付要綱第4条の規定により次のとおり申請します。

1 補助対象内容

安全装備品名又は 安全機械器具名	メーカー	使用者	単価	個数	購入金額
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
合計					円

2 補助申請額　円

(購入金額　円×1/2=　円(千円未満切り捨て))

3 添付書類

購入単価及び個数の確認できる見積書の写し

様式第1-3号(第4条関係)

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金（小型林業機械支援事業）交付申請書

年　月　日

秩父地域森林林業活性化協議会会長　様

申請者　住　所

氏　名

印

電話番号

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金の交付を受けたいので、秩父地域小規模林業者等支援事業補助金交付要綱第4条の規定により次のとおり申請します。

1 補助対象内容

(1) リース

小型林業機械名	メーカー	型式	リース期間	リース料(月額)	使用月数
				円	

(2) レンタル

小型林業機械名	メーカー	型式	レンタル期間	レンタル料

2 補助対象機械を活用した事業実施予定地

所在地	林小班	面積	作業種 (主伐、間伐、作業道作設等)
		ha	

3 補助申請額　円

(補助対象経費　円×3/4=　円(千円未満切り捨て))

※ 契約書又は見積書の写しを添付すること。

様式第2-1号(第5条関係)

年　月　日

様

秩父地域森林林業活性化協議会会長 印

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金（森林整備事業）交付決定通知書

年　月　日付けで交付申請のあった秩父地域小規模林業者等支援事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、秩父地域小規模林業者等支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の種類及び交付決定額

補助対象事業名	森林整備面積	補助対象経費(事業金額)
	ha	円
	ha	円
合計	—	円

2 交付の条件

様式第2-2号(第5条関係)

年　月　日

様

秩父地域森林林業活性化協議会会長　印

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金（安全対策事業、小型林業機械支援事業）
交付決定通知書

年　月　日付けで交付申請のあった秩父地域小規模林業者等支援事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、秩父地域小規模林業者等支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 交付決定額　円

2 交付の条件

様式第3号(第5条関係)

年　月　日

様

秩父地域森林林業活性化協議会会長　印

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金（森林整備事業・安全対策事業・小規模林業者
支援事業）不交付決定通知書

年　月　日付けで交付申請のあった秩父地域小規模林業者等支援事業補助
金については、次のとおり交付しないことに決定したので、秩父地域小規模林業者等支援事
業補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

不交付の理由

様式第4-1号(第6条関係)

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金（森林整備事業）変更交付・中止承認申請書

年　　月　　日

秩父地域森林林業活性化協議会会長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

年　　月　　日付けで交付決定を受けた秩父地域小規模林業者等支援事業補助金について、（申請内容の変更・事業の中止）をしたいので、秩父地域小規模林業者等支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 補助対象内容（変更後）

所在地	林小班	事業内容			
		樹種	林齡	見込面積	補助対象事業名
				ha	
				ha	

※ 作業道事業の場合は、見込面積欄には距離（m）を記載してください。

2 変更又は中止の内容

3 変更又は中止の理由

様式第4-2号(第6条関係)

秩父地域小規模林業者支援事業補助金（安全対策事業）変更交付・中止承認申請書

年　月　日

秩父地域森林林業活性化協議会会長　様

申請者　住　所

氏　名

印

電話番号

年　月　日付けで交付決定を受けた秩父地域小規模林業者等支援事業補助金について、(　申請内容の変更　・　事業の中止　)をしたいので、秩父地域小規模林業者等支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 補助対象内容（変更後）

安全装備品名又は 安全機械器具名	メーカー	使用者	単価	個数	購入金額
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
合計					円

2 補助申請額（申請後）　円

3 変更または中止の内容

4 変更又は中止の理由

※ 補助申請額が変更となる場合は、見積書の写しを添付すること

様式第4-3号(第6条関係)

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金（小型林業機械支援事業）
変更交付・中止承認申請書

年　月　日

秩父地域森林林業活性化協議会会長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

年　月　日付けて交付決定を受けた秩父地域小規模林業者等支援事業補助金について、（申請内容の変更・事業の中止）をしたいので、秩父地域小規模林業者等支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 補助対象内容(変更後)

(1) リース

小型林業機械名	メーカー	型式	リース期間	リース料 (月額)	使用月数
				円	

(2) レンタル

小型林業機械名	メーカー	型式	レンタル期間	レンタル料

2 補助対象機械を活用した事業実施予定地(変更後)

所在地	林小班	面積	作業種 (主伐、間伐、作業道作設等)
		ha	

3 補助申請額(変更後) 円

4 変更又は中止の内容

5 変更又は中止の理由

※ 補助申請額が変更となる場合は、契約書又は見積書の写しを添付すること。

様式第5-1号(第6条関係)

年　月　日

様

秩父地域森林林業活性化協議会会長 印

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金（森林整備事業）
変更交付決定・中止承認通知書

年　月　日付けで承認申請のあった秩父地域小規模林業者等支援事業補助金に係る（申請内容の変更・事業の中止）については、次のとおり（変更交付決定・承認）することとしたので、秩父地域小規模林業者等支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 補助対象内容(変更後)

所在地	林小班	事業内容			
		樹種	林齡	見込面積	補助対象事業名

2 交付決定額（変更後）

様式第5-2号(第6条関係)

年　月　日

様

秩父地域森林林業活性化協議会会長 印

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金（安全対策事業・小型林業機械支援事業）
変更交付決定・中止承認通知書

年　月　日付けで申請のあった秩父地域小規模林業者等支援事業補助金に
係る（申請内容の変更・事業の中止）については、次のとおり（変更交付決定・
承認）することとしたので、秩父地域小規模林業者等支援事業補助金交付要綱第6条第2
項の規定により通知します。

1 変更又は中止の内容

2 交付決定額（変更後）

様式第6号(第6条関係)

年　月　日

様

秩父地域森林林業活性化協議会会長　印

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金（森林整備事業・安全対策事業・小型林業機械
支援事業）変更交付・中止不承認通知書

年　月　日付けで承認申請のあった秩父地域小規模林業者等支援事業補助
金に係る（申請内容の変更・事業の中止）については、次のとおり（変更交付・
承認）しないこととしたので、秩父地域小規模林業者等支援事業補助金交付要綱第6条第
2項の規定により通知します。

不交付・不承認の理由

様式第7-1号(第7条関係)

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金（森林整備事業）実績報告書

年　月　日

秩父地域森林林業活性化協議会会長 様

報告者 住 所

氏 名

印

電話番号

年　月　日付けで交付決定を受けた秩父地域小規模林業者等支援事業補助金について、補助対象事業が完了したので、秩父地域小規模林業者等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり報告します。

1 補助対象内容

所在地	林小班	事業内容			
		樹種	林齡	面積	補助対象事業名
				ha	
				ha	

※ 補助対象事業名欄は、別表1の事業区分から記載してください。

※ 作業道事業の場合は、見込面積欄には距離（m）を記載してください。

2 補助対象経費

補助対象事業名	森林整備面積	補助対象経費(事業金額)
	ha	円
	ha	円
合計	—	円

※ 添付書類

- (1) 領収書の写し
- (2) 事業完了後の写真
- (3) 実測図及び測量野帳

様式第7-2号(第7条関係)

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金（安全対策事業）実績報告書

年　月　日

秩父地域森林林業活性化協議会会長　様

報告者　住　所

氏　名

印

電話番号

年　月　日付けで交付決定を受けた秩父地域小規模林業者等支援事業補助金について、安全装備品及び労働安全機械器具の購入が完了したので、秩父地域小規模林業者等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり報告します。

1 補助対象内容

安全装備品名又は 安全機械器具名	メーカー	使用者	単価	個数	購入金額
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
合計					円

2 補助金交付決定額　円

3 添付書類

購入単価及び個数の確認できる領収書の写し

様式第7-3号(第7条関係)

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金（小型林業機械支援事業）実績報告書

年　月　日

秩父地域森林林業活性化協議会会長　様

報告者　住　所

氏　名

印

電話番号

年　月　日付けで交付決定を受けた秩父地域小規模林業者等支援事業補助金について、補助対象事業が完了したので、秩父地域小規模林業者支援事業補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額　円

2 補助対象内容

(1) リース

小型林業機械名	メーカー	型式	リース期間	リース料 (月額)	使用月数
				円	

(2) レンタル

小型林業機械名	メーカー	型式	レンタル期間	レンタル料

3 補助対象機械を活用した事業実施地

所在地	林小班	面積	作業種 (主伐、間伐、作業道作設等)
		ha	

4 添付書類

- (1) 契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) リース機械の稼働実績がわかるもの

様式第8-1号(第8条関係)

年　月　日

様

秩父地域森林林業活性化協議会会長 印

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金（森林整備事業）確定通知書

年　月　日付けで実績報告のあった秩父地域小規模林業者等支援事業補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、秩父地域小規模林業者等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助対象事業及び補助金交付確定額

補助対象事業名	森林整備面積	補助対象経費(事業金額)
	ha	円
	ha	円
合計	—	円

様式第8-2号(第8条関係)

年　月　日

様

秩父地域森林林業活性化協議会 印

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金（安全対策事業、小型林業機械支援事業）

確定通知書

年　月　日付けで実績報告のあった秩父地域小規模林業者等支援事業補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、秩父地域小規模林業者等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助金交付確定額 円

様式第9号(第9条関係)

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金（森林整備事業・安全対策事業・小型林業開会
支援事業）請求書

年　　月　　日

秩父地域森林林業活性化協議会会长　　様

請求者　住　　所

氏　　名　　　　　印

電話番号

年　　月　　日付けで額の確定があった秩父地域小規模林業者等支援事業補助
金について、秩父地域小規模林業者支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとお
り請求します。

1 補助金請求額

2 振込先

金融機関名			支店名	
フリガナ				
口座名義				
種別	当座・普通	口座番号		

様式第 10 号(第 10 条関係)

秩父地域小規模林業者等支援事業補助金（森林整備事業・安全対策事業・小型林業開会
支援事業）概算払請求書

年　　月　　日

秩父地域森林林業活性化協議会会长　様

請求者　住　所

氏　名　　　　　印

電話番号

年　　月　　日付で交付決定があった秩父地域小規模林業者等支援事業補助
金について、秩父地域小規模林業者支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のと
おり概算払いの請求をします。

1 補助金請求額

2 内訳

補助金決定額	今回請求額	残　額

3 概算払いの請求の理由

4 振込先

金融機関名		支店名	
フリガナ			
口座名義			
種別	当座・普通	口座番号	